

高齢者の補聴器購入助成等に関する23区の比較について

令和3年(2021年)10月6日  
厚生委員会資料  
地域支えあい推進部介護・高齢者支援課

区名	制度の有無・種類等	助成上限額(給付品価格)	自己負担の有無	給付要件				医師の意見書	意見書費用	都の補助金	実績			給付以外の経費
				年齢要件	身体要件	所得要件	その他の要件				年度	支給人数	支出金額	
1 千代田区	無 ※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 中央区	費用助成	35,000円	無	65歳以上	耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方 聴覚障害の手帳を持っていない方	本人の前年の所得が下記以下 扶養なし:所得金額 2,672,000円 扶養1人:所得金額 3,152,000円 注記:扶養親族が増すごとに38万円を加算	-	要	自己負担	利用していない	令和2年度	63人	2,205,000円	-
3 港区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 新宿区	現物給付	耳かけ式29,500円 箱型35,000円 (契約額)	2,000円 ※生活保護を受けている方等は、自己負担なし	70歳以上	聴力が低下した方(障害者の制度で支給されている方を除く)	なし	なし	要	自己負担	利用している	令和2年度	321人	8,995,500円	(令和3年度予算) 訪問検査医師への謝礼(3回分)84,000円
5 文京区	費用助成	25,000円	無	65歳以上	医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める場合 4分法による判断で聴力が40db以上70db未満	住民税非課税(本人)	-	要	自己負担	利用している	令和2年度	33人	819,800円	-
6 台東区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 墨田区	費用助成	20,000円	無	65歳以上	両耳50dB以上もしくは、片耳70dB、もう片耳が30dB以上	住民税非課税(本人)	医師の意見書を徴することができる方	要	自己負担	利用している	令和2年度	48人	960,000円	-
8 江東区	現物支給	定価4万数千円相当	無	65歳以上	・障害者総合支援法に該当しないこと ・検査により医師が必要と判断した者	扶養親族無しの場合で 所得基準額2,572,000円以下	-	聴力検査料のみ支払い(区負担)、意見書を必要としない	なし	利用している	令和2年度	749人	23,043,800円	医師会に検診委託費10,349,490円
	費用助成	30,000円	要					区内医師会加入耳鼻咽喉科の場合は一律1,100円。	令和3年度開始	-				
9 品川区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 目黒区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 大田区	費用助成	20,000円	無	70歳以上	4分法により両側中程度難聴(40dB以上70dB未満)	住民税非課税(世帯)	-	要	自己負担	申請予定	令和2年度	80人	1,600,000円	-
12 世田谷区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 渋谷区	費用助成	35,000円	無	65歳以上	耳鼻咽喉科専門医から下記のとおり本事業の基準を満たす証明を受けた方 (オーディオグラム検査の結果) ① 両耳が40dB以上70dB未満(中程度難聴)と診断された方 ② 左右いずれかの耳が40dB未満で医師が補聴器の必要性を認めた方	住民税非課税(本人)	渋谷区内に住所を有すること。	要	自己負担	申請予定	令和3年度開始	-	-	
14 中野区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 杉並区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 豊島区	費用助成	20,000円	無	65歳以上	中程度難聴程度(40db以上70db未満)	住民税非課税(本人)	なし	要	自己負担	利用している	令和2年度	72人	1,440,000円	-
17 北区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 荒川区	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 板橋区	費用助成	20,000円	無	65歳以上	耳鼻咽喉科医に補聴器の使用が望ましいと判定された中程度難聴者	住民税非課税(世帯)	補聴器購入アフターケア証明書の提出	要	自己負担	利用している	令和3年度開始	-	-	
20 練馬区	費用助成	25,000円	無	65歳以上	両耳の聴力レベル40db~70dbの中程度難聴の方	住民税非課税(世帯)	・医師の意見書の提出 ・練馬区内在住	要	自己負担	利用している	令和3年度開始	-	-	
21 足立区	費用助成	25,000円	無	65歳以上	両耳とも中程度難聴(40dB以上70dB未満、オーディオグラムの結果を添付)	住民税非課税(世帯)	聴覚障害による障害の補装具(補聴器)の支給を受けられない者	要	自己負担	利用している	令和2年度	113人	2,795,000円	-
22 葛飾区	費用助成	35,000円	無	65歳以上	医師が補聴器を必要と認めた者	住民税非課税(世帯)	なし	要	自己負担	利用していない	令和2年度	128人	4,448,220円	-
23 江戸川区	費用助成	20,000円	無	65歳以上	医師が補聴器を必要と認めた者	住民税非課税(本人)	補聴器購入から3か月以内に申請。一人1回限り	要	自己負担	利用していない	令和2年度	228人	4,559,600円	-

※千代田区は年齢制限のない補聴器の購入費助成制度がある。(障害福祉課所管)